

第三項 帰郷と最勝院の再興

祐天はこの隠遁生活中、帰郷を果たしている。この帰郷において、菩提寺最勝院の再興を発願し、また次から祐天寺起立上人となった甥の祐海を上京の際に江戸に連れ帰っていることがわかる。

時宝永二乙酉年 世寿二十四歳

初冬三五之日 法臘十二年

祐海

〔祐海「愚蒙安心章」の奥書〕

最勝院は「浄土宗寺院由緒書」〔増上寺史料集〕六、六五〇頁から当時奥州名越派檀林専称寺の末寺であり、天正十七年の開創である。「至元禄九年凡住僧十一代也」との記述がある。残念ながらこれには中興の記録はないが、最勝院に現在も伝わる什物や「僧祐天」〔磐城志料〕明治四十四年〕「最勝院中興縁起」〔大須賀筠軒編『雑纂磐城誌料』明治四十五年〕および『磐城郡村誌』（一、明治十一年）から、わずかながら祐天の菩提寺への敬慕の情を汲み取ることができる。

「新田村最勝院什物 寄進祐天 元禄六年七月吉祥日」と銘の入った喚鐘がある。この元禄六年は祐海が出家した年であり、祐天は自らいわきへ赴き、菩提寺へ寄進したものと思わ

れる。玉山成元先生（『THE 祐天寺』十七、一九九一年、二頁）によれば、祐天寺六世祐全が明和五年新妻家先祖代々のために常楽院に鉦を寄付していることから（最勝院什物鉦の銘より）、新妻家の本当の菩提寺は常楽院ではないかとしているが、祐全が最勝院の復興に力を入れ、また両親の墓がこの地に建てられていることから当時も最勝院が菩提寺だったと考えたほうが自然である。これに関連して、祐海が祐全の生家に贈った祐天の肖像画が、祐天の生家とされる家に伝えられ、また祐海が若い祐全（三十二歳のとき）に住職を譲るため自ら五世の住職をしたことも考え合わせると、祐全も新妻家の流れを汲む人であったという推測ができることも理由の一つである。

また、最勝院には双盤があるが、そのうち西嶋伊賀守作のほうは「施主新妻新右衛門 願主祐天」とあり、粉河屋久左衛門作のほうは「施主三界万靈 願主祐天」とある。粉河屋作のほうはおそらく江戸での名号書写による民衆からの浄財により祐全が作らせたものである。自らが施主とならないことに祐全の人間性の一面が見られるのである。

さて、その翌年、名越派ではあっても衰微した菩提寺を目の当たりにして思うところがあったのであろう、多額の寄付を最勝院のために喜捨している。その方法としては最勝院に直接納付するのではなく、当時の領主内藤能登守義泰に仏資糧を託したのである。

祐天大和尚降誕当処 出家学道功名遂道光耀 都鄙 同 茲元禄七戌年寄 附于当

寺長行別時念佛資糧 是則感 生処主君之恩 為 風雨以時災厲不起 国豊民安 兵戈無
用 矣兼又為父母追孝衆 生利濟 也故当処主君 「割注」 内藤能登守」 続「於其志」
預「於其資糧」 佛供飯齋香華灯明無「断絶」

当時佛資糧六百八拾俵平城主内藤能登守義泰に託し永久維持の法を設く

それは六百八十俵にもなり、とても隠遁僧の寄進とは思えない量である。

内藤義泰は、祐天の出家のきっかけを作ったと考えられる藩制を敷いた内藤忠興の長子である。寛文時代に五十二歳で襲封した。元禄時代は新田開発も終わり藩制は安定期に入ったようである。忠興と違い義泰は和歌や俳諧など文学を好み、また信仰に厚く神社・仏閣の再建、仏像・仏具の修理なども盛んに行つた記録が残されている。菩提寺である鎌倉光明寺に『当麻曼荼羅絵巻』を修理し、寄進したことで知られている(以上『いわき市史』三〇二―三一二頁)。仏具・仏像の修理などは宝永以降増えているが、祐天は内藤義泰の性情を風の便りに知っていたのであろう。

祐天が内藤家に預託した資糧によって、内藤家より「毎年常念佛賄料として玄米七十六俵大豆五俵慶長金拾八両「割注」文金にて二十三両を給与」(「僧祐天」)したと記されている。この元資金は領主が変わるごとに引き継がれ、廃藩置県のちまで百七十年間欠けること

(最勝院中興縁起)「雑纂磐城誌料」

(「僧祐天」「磐城志料」)

がなかったのである（「僧祐天」）。

また、『館林善導寺記』（石川英亮、善導寺発行、昭和十一年）によると、元禄七年正月二日の日付で不動尊日牌料として百両の寄進がなされている。これにも「施主三界万霊願主祐天」と記されている。

元禄七年にはこのように資金も、いわゆる政治力もあつた隠遁僧祐天はいよいよ徳川家との関係を深めていくのである。

第四項 桂昌院の帰依

桂昌院との接点は祐天が大巖寺に出世する直前ではなく、その五年前にさかのぼることができる。史料として最初の桂昌院と祐天の接点は、元禄八年四月二十三日増上寺における法門である（「縁山志」八『浄全』十九、四二〇頁）。

桂昌院は『常憲院殿御實記』（以下『常実記』）によると、元禄四年から七年までの間、護国寺に詣でることはあつても、増上寺に詣でることは少なかった（「護国寺参詣」元禄四年三月二十三日・閏八月十三日・五年三月二十七日・九月九日・六年三月二十二日・十月三日・七年五月九日・八月二十六日・十月十八日、「増上寺参詣」元禄七年八月二十五日）。この間、綱吉は浄土法門を何回か開いている（元禄四年八月二十九日・六年十一月二十四日・七年閏